

一般社団法人明専会 組織管理部会基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という。)の定款第 63 条により、会務執行機関として設ける組織管理部会の運営に関する基本的事項を定める。

(役割)

第2条 法律や組織の改変に対応して、明専会の規範見直しや運営方法の検討を担当する。

(構成)

第3条 本部会の委員は、主としてとして理事により以下のとおり構成される。また、理事以外の委員をおくことができる。

- (1) 部会長 : 1名
- (2) 副部会長 : 1名
- (3) 部会委員 : 必要数
- (4) 事務局 : 1名

(選任)

第4条 部会委員は、部会長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

(任期)

第5条 部会長、副部会長および部会委員の任期は、定款第 32 条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

(報告)

第6条 部会長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

2 部会長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

3 部会長は、必要に応じて事務局、各運営部会長にそれぞれの関連規範について、見直しなどを要請する。

(会合)

第7条 組織管理部会は、年 1 回以上開催する。また部会長は、必要に応じ部会会合を開催するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成 25 年 12 月 7 日から施行する。
- 2 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
- 3 平成 27 年 1 月 1 日 部会名称変更により改訂する。